

# 船員保険疾病任意継続被保険者の方の保険料額

## 【平成29年4月分（4月納付分）～】

（単位：円）

標準報酬		報酬月額	船員保険料		
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合	介護保険第2号被保険者に該当する場合	
等級	月額			9.93%	11.52%
		円以上	円未満		
1	58,000	～	63,000	5,759	6,681
2	68,000	63,000	～ 73,000	6,752	7,833
3	78,000	73,000	～ 83,000	7,745	8,985
4	88,000	83,000	～ 93,000	8,738	10,137
5	98,000	93,000	～ 101,000	9,731	11,289
6	104,000	101,000	～ 107,000	10,327	11,980
7	110,000	107,000	～ 114,000	10,923	12,672
8	118,000	114,000	～ 122,000	11,717	13,593
9	126,000	122,000	～ 130,000	12,511	14,515
10	134,000	130,000	～ 138,000	13,306	15,436
11	142,000	138,000	～ 146,000	14,100	16,358
12	150,000	146,000	～ 155,000	14,895	17,280
13	160,000	155,000	～ 165,000	15,888	18,432
14	170,000	165,000	～ 175,000	16,881	19,584
15	180,000	175,000	～ 185,000	17,874	20,736
16	190,000	185,000	～ 195,000	18,867	21,888
17	200,000	195,000	～ 210,000	19,860	23,040
18	220,000	210,000	～ 230,000	21,846	25,344
19	240,000	230,000	～ 250,000	23,832	27,648
20	260,000	250,000	～ 270,000	25,818	29,952
21	280,000	270,000	～ 290,000	27,804	32,256
22	300,000	290,000	～ 310,000	29,790	34,560
23	320,000	310,000	～ 330,000	31,776	36,864
24	340,000	330,000	～ 350,000	33,762	39,168
25	360,000	350,000	～ 370,000	35,748	41,472
26	380,000	370,000	～ 395,000	37,734	43,776
27	410,000	395,000	～	40,713	47,232

○平成29年度における疾病任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、410,000円です。

○介護保険第2号被保険者に該当する方は、40歳以上65歳未満の方であり、一般保険料率（9.93%）に介護保険料率（1.59%）が加わります。

○疾病任意継続被保険者の方の一般保険料率（9.93%）は、疾病保険料率（9.60%）と災害保健福祉保険料率（0.33%）を合計した率です。

- ・疾病保険料率のうち、6.74%は保険給付等に充てるための基本保険料率となり、2.86%は後期高齢者支援金等に充てられる特定保険料率となります。
- ・災害保健福祉保険料率は、健診等に充てられるものです。

### ◀ 保険料の納付方法について

疾病任意継続被保険者の方の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、次の方法があります。納付方法の変更に関するご相談などにつきましては、全国健康保険協会船員保険部までお問い合わせください。

◇前納による納付：3月と9月に一定期間分を前納（まとめ払い）することができ、保険料が割引になります。納付期限は前納開始月の前月末となります。

【一定期間分】 6ヵ月分：4月分～9月分または10月分～翌年3月分  
12ヵ月分：4月分～翌年3月分